

平成 26 年度第 4 回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 平成 26 年度第 4 回仁淀川町農業委員会定例総会を平成 26 年 11 月 27 日仁淀川町池川総合支所 4 F 大ホールに召集する。

委員定数 21 名

現委員 20 名

2. 出席委員 15 名

(事務局) 8 名

欠席委員 5 名

3. 議案

議案第 7 号…農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について (7 件)

議案第 8 号…非農地証明願の審議について (1 件)

その他

開会 午後 3 時 00 分

事務局長 (●●) 平成 26 年度第 4 回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の出席数は 15 名、在任委員は 20 名で過半数に達しており会は成立

会長 挨拶

本日の署名委員 (17 番●●委員 18 番●●委員) を指名し、議案の審議に入る。

議案第 7 号

(農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第 23 号 (所有権移転)

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、いの町●●の●●さん、●●歳、●●職

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●業

土地は 4 筆あり、所在は、●●字●● ●●番 面積 5.91 m²

同所同字●●番	面積 27 m ²
同所同字●●番	面積 40 m ²
同所同字●●番	面積 32 m ²
合計面積 104.91 m ²	

地目は、台帳・現況共に 畑となっています。

譲渡理由は、売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

11 月 17 日に譲受人の●●さんと事務局立会のもと、現地確認を行う。譲渡人の●●さんはいの町在住で、譲受人の●●さんは町内在住で、ご家族で畑の耕作をされております。主に野菜を栽培されており、畑に隣接する住宅に住んでおられます。

1. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後 3 年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、1 5 0 日以上農作業に従事することを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、土地の周りに茶畑がありますが、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が 1 0 アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 24 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●職

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●職員兼農業

土地の所在は、●●字●● ●●番地 面積 438 m²

同所同字●●番 面積 702 m²

同所字●● ●●番 面積 431 m²

合計面積 1,571 m²

地目は、台帳・現況共に畑となっています。

譲渡理由は親から子への贈与となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

11 月 18 日に現地確認を行い、農地であることを確認しました。申請人は親子であり、親から子への贈与となります。

1. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後 3 年間以上耕作をすることは間違いありません。

4. 権利を取得する●●さんは、農作業に 150 日以上従事することは間違いありません。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が 10 アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 25 号(所有権移転)

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 57 m²

同所同字●●番 面積 293 m²

合計面積 350 m²

地目は、台帳・現況ともに畑となっております。

譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

11 月 18 日に、譲渡人の●●さんと、譲受人の●●さんの 3 人で現地確認を行いました。現地は譲受人●●さんの自宅の近くにありました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後 3 年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、●●歳ではありますが、お体はとても健康で元気に耕作をされておりますので、農作業に 150 日以上従事することは間違いありません。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において、農地の合計面積が 10 アールに達していることを確認。

以上により、問題ないと思います。

この件については、全員賛成となり、許可と決定する。

(2) 権利取得者が町外

○受付第8号(使用貸借)

〔事務局 ●●説明〕

貸人は、越知町●●の●●さん、●●歳、●●職

借人は、越知町●●の●●さん、●●歳、●●職

土地の所在は、●●字●●、台帳・現況共に畑 面積 729 m²

譲渡理由は、使用貸借による3年間の設定です。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地は茶畑で、譲渡人と譲受人は親子関係であります。

1. 現地は、茶畑となっており、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この使用貸借は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第9号(所有権移転)

〔事務局●●説明〕

譲渡人は、高知市●●の●●さん、●●歳、●●職

譲受人は、高知市●●の●●さん、●●歳、●●業

土地の所在は、●●字●●番 面積 367 m²

台帳・現況ともに畑となっております。

譲渡理由は、売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地は、シシ、サル被害があり放置をしていたが、譲受人の●●さんが、キュウリなら作ることができると考え、耕作を始めました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 10 号(所有権移転)

〔事務局●●説明〕

譲渡人は、いの町●●の●●さん、●●歳、●●職員

譲受人は、高知市●●の●●さん、●●歳、農業

土地は全部で3筆あり、所在は、●●字●● 面積 250 m²

同所同字●●番 面積 335 m²

同所同字●●番 面積 219 m²

台帳・現況ともに畑となっております。

譲渡理由は、贈与となっています。

担当委員が欠席の為、事務局が代弁。

〔事務局●●〕

1 1月21日に●●委員と譲受人の母である●●さんと現地確認を行いました。譲渡人の●●さんは譲受人●●さんの甥にあたります。相続により●●さんに所有権が渡りましたが、ご本人が耕作をすることは難しく、叔母の●●さんへ所有権を移転することとなりました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、週に3日程は帰ってきて耕作をしており、150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 11 号(所有権移転)

〔事務局●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●業

譲受人は、四万十市●●の●●さん、●●歳、農業兼●●

土地は全部で7筆あり、所在は、●●字●● ●● 面積 3,610 m²

同所字●● ●●番 面積 557 m²

同所同字●●番 面積 2,713 m²

同所同字●●番 面積 2,620 m²

同所同字●●番	面積 54 m ²
同所同字●●番	面積 41 m ²
同所同字●●番	面積 15 m ²
合計面積	9,610 m ²

台帳・現況ともに畑となっております。

譲渡理由は、親から子への贈与となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地はさかきを植えております。譲渡人と譲受人は親子になります。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、取得後 3 年間以上耕作をすることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、1 5 0 日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が 1 0 アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第 8 号

(非農地証明願の審議について)

○受付第 2 号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、仁淀川町●●字●● ●●番 面積 251 m²

台帳は畑、現況は宅地となっています。

転用された時期は昭和 56 年

転用理由及び現在の状況について

昭和 56 年 6 月 7 日より吾川から転出された●●さんが、当時の土地所有者から賃貸して自己住宅を建て宅地となっている。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

1 1 月 2 1 日に事務局立会のもと現地確認を行いました。写真のとおり、現地には住宅が建設されており、農地として復旧することは今後ないと思われます。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

その他

- ・農業委員の任期終了に伴う選挙の日程について説明。

1月6日立候補者事前説明会

1月14日事前審査

- ・農業新聞購買の推進。

〔会 長〕 以上で平成26年度第4回農業委員会を閉会する。
引き続き、現地研修が行われますので、移動をお願いする。

閉会 午後3時40分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員